

十日町市農業振興地域整備計画の変更理由書

1 十日町市農業振興地域整備計画の変更理由

経済事情の変動その他情勢の推移により、土地利用の上で必要かつ適当であると判断したため、以下の理由でマスタープランの変更、除外 2 件を行い、十日町市農業振興地域整備計画を変更するもの。

2 マスタープランの変更

変更する事項	変更理由	備考
農業生産基盤整備開発計画	「農業生産基盤整備計画」において、受益面積や終了年度等が変更になったため、マスタープランを変更するもの。	
農用地等保全整備計画	「農用地等保全整備計画」において、受益面積や終了年度等が変更になったため、マスタープランを変更するもの。	

3 農用地利用計画の変更

(1) 編入 該当なし

(2) 除外

付図番号	除外箇所 (大字、字、地番)	除外前の用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の用途
1	十日町市蒲生字トロノキ655番1	農地	法第10条第3項各号非該当 【具体的理由】 学校敷地内に農用地区域が存在していることが判明したため、これを是正するものである。 当該地は現在の早稲田大学セミナーハウスが建設される昭和 62 年以前には旧山平中学校として、すでに学校敷地として使用されている。昭和 61 年に学校用地として登記される以前から既に雑種地となっており、農地として利用されてはいない。 旧松代町の農業振興地域整備計画が策定された昭和 49 年以前から農地として利用されていないため、当該地が農用地区域に含まれているのは不自然であり、当初の農業振興地域整備計画に不備があった可能性が高く、市としては当該地が既に農地ではないことから、整備計画の変更を行うこととする。 ※法定要件に係る適合理由は別紙のとおり。	6,533㎡ (学校用地)	学校用地
			合計	6,533㎡	
2	十日町市松代字宮沢入2980番12	農地	法第10条第3項各号非該当 【具体的理由】 新潟県の取得した土地が農用地区域のままになっていることが判明したため、これを是正するものである。	294㎡ (田)	雑種地

十日町市松代字宮沢入2982番9	農地	当該地は平成12年には新潟県が道路用地のために取得していたもので、農地として利用されてはいない。 市としては当該地が既に農地ではないこと、除外による周辺農用地への影響はないことから農用地等とすることが適当な土地でなくなったと判断し、整備計画の変更を行うこととする。 ※法定要件に係る適合理由は別紙のとおり。	8.54㎡ (公衆用道路)	雑種地
十日町市松代字宮沢入2982番10	農地		126㎡ (公衆用道路)	雑種地
		合計	428.54㎡	

※ 除外箇所が複数あるときは、表枠を追加して記載する。

(3) 用途変更 該当なし